

お知らせ

2016年2月2日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

今般、当社におきましては、「大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計」の発注を予定しております。

本業務を遂行するにあたり、実績的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定ですが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施させていただきます。

公募の結果、応募者がいない場合、又は、後記3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との指名競争により契約相手先を決定致します。

また、後記3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して指名競争により契約相手先を決定致します。

2. 業務概要

(1) 業務名 大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計

(2) 業務内容

大阪国際空港のW3,4,5,7,10誘導路の改良工事実施のため、誘導路中心線灯等改良の実施設計を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日から2016年10月31日まで

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は以下のとおりとする。

(1) 一般要件

- ① 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 新関西国際空港株式会社から指名回避の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 新関西国際空港株式会社に取引希望を出してない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に後記4. (1) に問い合わせをし、応募の可否を確認すること。
- ④ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - (c) その他入札の適正が阻害されると認められる場合
(a)又は(b)と同視しうる関係が認められる場合。
- ⑤ 自社(自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号の一に該当しないこと。
- (a) 個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (b) 入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (c) 入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (d) 入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (e) 入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、上記(a)から(d)に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(2) 特定要件

- ① 当社の取引希望者「測量・調査・コンサルタント部門」の「建築関係：専門：電気設備」に登録されていること。
- ② 過去10年間(2005年4月1日に受注し完了)に供用中の空港における滑走路または誘導路舗装内の航空灯火施設について、実施設計の実績を有すること。

4. 手続等

(1) 担当窓口

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港会社ビル
新関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ
TEL : 072-455-2127 FAX : 072-455-2044

(2) 受付期間

2016年2月2日(火)から2016年2月16日(火)の期間の次の時間帯で行う。
平日 10時00分～12時00分、13時00分～16時00分
なお、土曜日、日曜日及び祝日は取り扱わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限 2016年2月16日(火) 16時00分

提出場所 前記4.(1)に同じ。

提出方法 持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)すること。

(4) 応募手続きに必要な書類(①～④、⑥は所定の応募書類)

- ① 参加意思確認書(様式1)
- ② 応募者調査表(様式3-1～3-3)
- ③ 経営規模等総括表(様式4)

- ④ 業務実績（様式5）及び当該業務の契約書写し
- ⑤ 最新2期分の決算報告書
- ⑥ 秘密情報に関する誓約書（NDA）
- ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は前記4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して指名競争による見積書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知
- (4) 新関西国際空港株式会社の取引希望申し出に登録されていない者も前記4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が見積書の招請者として選定された場合であっても、見積書を提出するためには、参加意思確認書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること。

7. 契約約款の閲覧・入手方法

本業務に係る契約約款及び発注概要書は、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そちらからダウンロードして下さい。

8. 競争参加招請者の決定方法等

- (1) 競争参加招請者決定方法
3. 応募の資格に記載された条件を全て満たした方を競争参加招請者とします。
- (2) 通知の時期及び方法
競争参加招請者と認められた方については、2016年2月中旬頃に当社から「見積依頼書」及び「仕様書」等の送付により通知します。なお、競争に招請されなかった方にも書面にて通知します。

9. 仕様書に関する質疑について

競争参加招請後、仕様に関して質疑がある場合には、競争参加招請の際に別途定める期日までに文書によって回答を求めることができます。

10. 契約相手方の決定方法等

- (1) 契約の相手方の決定方法
見積書提出日時・場所において最低価格の見積書を提示した方（最低価格見積者）との間において、契約価格、見積内訳書、その他の契約条件について協議し、当社があらかじめ設定した契約制限価格範囲内で合意すれば、契約の相手方とします。また、

最低価格見積者の申込が次に掲げる場合の一に該当すると当社が判断した場合は、次に低額な見積書の提出者との間で同様の協議を行う場合があります。

また、次に掲げる場合に該当すると弊社が判断した時は、次に低額な見積書の提出者との間で同様の協議を行う場合があります。

- ① 見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。
- ② 見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって、著しく不相当と認められる場合。

(2) 見積合わせ

2016年3月上旬頃を予定（当社の都合により変更する場合があります。）

11. その他

当社では、契約金額が300万円以上の工事、調査等において、契約の相手方から同意を得られた場合に、電子契約を利用します。利用する電子契約サービスは、(株) コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」です。サービスの詳細は(株) コンストラクション・イーシー・ドットコム社のホームページ <http://www.construction-ec.com> をご覧下さい。

大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計

発注概要書

2016年1月

新関西国際空港株式会社

1. 件 名

大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計

2. 総 則

本発注概要書は、新関西国際空港株式会社が発注する「大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計」（以下「本実施設計」という）の発注概要を示すものである。

3. 設計箇所

大阪国際空港制限区域内

4. 履行期間

2016年3月14日（予定）から2016年10月31日まで（約7ヶ月）
（履行期間については変更する場合があります。）

5. 設計概要

本実施設計は、大阪国際空港のW3,4,5,7,10誘導路の改良工事実施のため、誘導路中心線灯等改良の実実施設計を行うものである。

設計概要

①現地調査 1式

②誘導路中心線灯等改良実施設計 1式

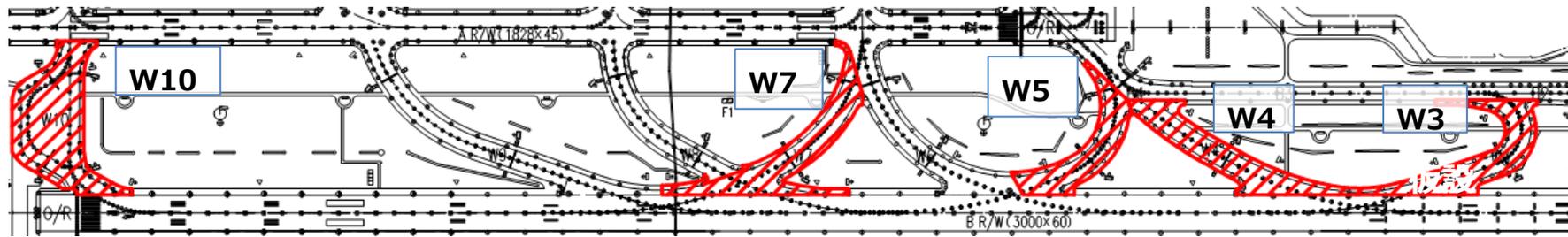
（工事図面、工事仕様書、数量計算書、施工検討書、概算工事費の作成）

尚、対象数量は、大阪国際空港 W 誘導路実施設計（別途調査工事G発注）の設計結果を元に決定する。

大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計

別図-1

実施設計範囲図



競争見積実施要領書

新 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社

競争見積実施要領書

(目的)

第1条 新関西国際空港株式会社（以下「当社」といいます。）が競争契約を行う場合の見積合わせその他の取扱いについては、見積を提出される方（以下「見積者」といいます。）に対し別途送付する「見積依頼書」、「見積説明書」（以下「依頼書等」といいます。）により通知する事項のほか本書の定めるところによります。

(競争参加の申出)

第2条 競争に参加しようとする方は、公告その他の方法（以下「公告等」という。）において当社が指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を添え、当社の契約担当者に対しその旨を申し出なければなりません。

(見積の条件)

第3条 見積者は、本書、依頼書等、仕様書、設計図面及び契約書案（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、見積合わせに参加しなければなりません。この場合において仕様書等について疑義があるときは、当社指定様式の質疑書を提出することにより、説明を求めることができます。質疑の回答内容は原則として、見積者全員に対し提示します。また、質問内容によっては回答できないことがあります。

2 見積者は、当社指定様式の見積書を作成のうえ、封かんして案件名及び自己の氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を表記し、依頼書等に記載する見積提出期限の日時までに当社の契約担当者に必着するよう、見積書を提出しなければなりません。

3 見積者は仕様書等に基づき、税抜見積を行わなければなりません。

4 見積者は見積書の提出と併せ、その見積の内訳を示した見積内訳書を提出しなければなりません。なお、様式の指定がある場合は、その様式に沿って見積内訳書を作成し、提出しなければなりません。

5 見積総額に対する不透明な値引き（出精値引き等）を行うことは認められません。値引きを行う場合は、単価に反映させた形で見積を行わなければなりません。ただし、端数調整程度の値引きは見積総額に対しても可能とします。

6 見積書は、郵送または持参のいずれかをもって提出することができます。

持参をする場合は、依頼書等に記載する見積提出期限の日時までに、当社の契約担当者まで提出しなければなりません。郵送の場合は、依頼書等に記載する見積提出期限の日時までに当社に到着するように提出しなければなりません。また、発送及び受け取りの記録が残る方法（書留、配達記録等）により送付しなければなりません。

- 7 見積者が共同企業体である場合、見積者は、封かんして件名及び当該共同企業体の商号並びにすべての構成員の氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を表記し、前項の要領により見積書を提出しなければなりません。
- 8 見積者は、代理人により見積合わせに参加することができます。
- 9 前項の規定により代理人が見積をする場合においては、当社指定様式の委任状を提出しなければなりません。
- 10 見積者が共同企業体である場合の前項の委任状は、構成員毎に自社の代理人に対するものを必要とします。
- 11 見積者の都合の如何を問わず、見積者の責により一度提出された見積書を差替、変更及び取消することは、その開札の前後を問わずできません。
- 12 印鑑証明書の提出は必要ありません。

（見積の辞退）

- 第4条 見積者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければなりません。
- (1) 見積合わせの執行前であっては、辞退届を契約担当者まで持参、または郵送（見積提出期限の日時までには到達するものに限る。）しなければなりません。
 - (2) 見積合わせ執行中であっては、辞退届またはその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する社員に直接提出しなければなりません。
 - (3) 依頼書等に記載する見積書提出期限の日時までには当社の契約担当者に見積書の提出がない場合は、見積書の提出を辞退したものとみなします。この場合、当該見積者は後日辞退届を提出しなければなりません。

（公正な見積合わせの確保）

- 第5条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格または見積意志についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。
 - 3 見積者は、落札者の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

（不正見積の排除）

- 第6条 見積者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、場合によっては見積合わせの執行を延期、若しくは取りやめることがあります。

(開札)

第7条 開札は、依頼書等において指定した日時及び場所において、見積者全員の見積書が提出されていることを確認した後に行います。当社入札室で開札を行う場合、見積者は開札に立ち会うことができます。その場合において、見積者のうち立ち会わない者がいるときは、その者に対し後日開札結果を通知します。

(見積の無効)

第8条 次の各号の一に該当する見積は、無効となる場合があります。

- (1) 見積等が所定の日時までに到達しないとき。
- (2) 見積書に虚偽があるとき。
- (3) 見積書に金額の記載がないとき、または金額が訂正してあるとき。
- (4) 見積書に見積者の記名押印がないとき。
- (5) 誤字、脱字等により、見積書の記載事項が不明確なとき。
- (6) 見積書に記載した件名、品名及び数量等が見積の目的に示された要件と異なっているとき。
- (7) 条件が付されているとき。
- (8) 同一見積事項について、2通以上の見積書を提出したとき。
- (9) 所定以外の方法で当社関係者に直接、間接を問わず質問し、指導を求めたとき。
- (10) 見積者が他の見積者の代理人として、見積書を提出したとき。
- (11) 電信により見積を行ったとき。
- (12) 見積者が代理人であるときは、第3条第9項に定める委任状を差し出さないとき。
- (13) 協議後に行う再度の見積において、同一の仕様でありながら前回の見積金額を上回る価格（売払の場合は下回る価格）で見積がなされたとき。
- (14) 見積に参加する資格のない者によってなされた見積であるとき。
- (15) 見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。
- (16) 見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合。
- (17) 前各号に掲げるときのほか、当社の指示に違反し、または見積に関する必要な条件を具備していないとき。

(見積の有効)

第9条 見積の総額をもって落札者を決定するときは、その内訳金額に誤りがあっても、その見積は有効とみなします。単価をもって落札者を決定する見積の場合においては、その総額に誤りがあっても同様とします。この場合において、内訳金額または総額の補正を求められたときは、第3条第11項の規定にかかわらずただちにこれを補正しなければなりません。

(契約の条件)

第10条 契約の条件は、仕様書等によります。

(秘密情報の保持)

第11条 当社が見積者へ貸与するすべての資料は、秘密情報に該当します。見積者はこれら貸与する資料から知り得る情報を、当社の定めるところにより厳重に管理しなければなりません。

2 契約書案、仕様書及び設計図面は、見積のために当社が見積者へ貸与するものであり、見積提出後、速やかに見積者の責任において破棄しなければなりません。

(価格交渉の相手方の決定)

第12条 競争契約を行う場合は、見積合わせにおいて、当社に最も有利な価格をもって見積された方を価格交渉の相手方（1者）とします。

2 前項の場合において、価格交渉の相手方となるべき同等の見積を提示した方が2人以上あったときは、当該見積を提示した方々で再度見積合わせを行います。

3 当社入札室にて開札を行い、価格交渉の相手方を決定したときは、開札に立ち会われた見積者全員にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を口頭で通知します。開札に立ち会わなかった方に対しては、後日開札結果を通知します。

(複数者と価格交渉を行う場合の相手方の決定)

第13条 前条の規定に関わらず、複数者と価格交渉を行う場合は、第1回目見積合わせにおいて当社に有利な価格をもって見積された上位3者までを価格交渉の相手方として選定します。

2 前項の場合において、価格交渉の相手方となるべき同等の見積を提示した方が2人以上あったときは、3者以上の価格交渉の相手方を選定する場合があります。

3 第1項の第1回目見積合わせにおいて、見積者は開札に立ち会うことはできません。

4 価格交渉の相手方（上位3者まで）を決定したときは、見積者に対し、価格交渉の相手方に選定されたか否かを通知します。なお、価格交渉の相手方として選定されなかった方に対してもその旨を通知します。

(契約の相手方の決定)

第14条 第12条第1項の見積合わせにより選定された価格交渉の相手方（1者）と契約価格、見積内訳書その他契約条件について協議し、あらかじめ当社の定めた契約制限価格の範囲内の価格で合意すれば、契約の相手方とします。

(複数者と価格交渉を行う場合の契約の相手方の決定)

第15条 第13条第1項の見積合わせにより選定された価格交渉の相手方（上位3

者まで)と契約価格、見積内訳書、その他契約条件について協議後、価格交渉の相手方に別途通知する指定した日時及び場所において、第2回目見積合わせを行います。その際の見積提出の方法は第3条によります。

- 2 第2回目見積合わせにおいて、あらかじめ当社の定めた契約制限価格の範囲内の価格であって、当社に最も有利な見積書を提示した方を契約の相手方に決定します。
- 3 契約の相手方を決定したときは、開札に立ち会われた方全員にその氏名(法人にあっては、その名称)及び金額を口頭で通知します。開札に立ち会わなかった方に対しては、後日開札結果を通知します。
- 4 第1回目見積合わせにおいて価格交渉の相手方に選定された方は、特段の事情がない限り、第2回目見積合わせに参加しなければなりません。
- 5 第1回目見積合わせにて価格交渉の相手方に選定されなかった方は、第2回目見積合わせへの参加およびその開札に立ち会うことができません。また、当社より開札結果の通知も行いません。

(再度の見積)

- 第16条 第15条第1項の見積合わせにおいて、契約の相手方となるべき者がいないときは、ただちに再度の見積合わせを行います。ただし、開札に立ち会わない者があった場合には、当社が別に指定する日時にこれを行います。
- 2 前項の場合において、第6条に規定する不正見積者若しくは第8条の規定により見積を無効とされた方、または当初の見積合わせに参加されなかった方は、再度の見積合わせに参加できません。

(契約書等の提出)

- 第17条 契約書を作成する場合には、契約の相手方は当社所定の契約書に記名押印し、遅滞なく提出しなければなりません。
- 2 契約の相手方が共同企業体である場合の前項の記名押印は、当該共同企業体の商号を付し、すべての構成員の連名によります。
 - 3 契約の相手方が正当な理由なしに相当な期間を経過しても前項に規定する契約書を提出しないときは、当社の判断により、その契約書を無効とすることができます。
 - 4 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は決定後遅滞なく請書その他これに準ずる書面を提出しなければなりません。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、提出の必要はありません。

(代金支払い)

- 第18条 契約代金の支払は、当社が受領した請求書(指定様式)に指定された銀行口座に現金振込することにより支払います。支払時期については、依頼書等に記載された支払条件によります。

(使用言語及び通貨等)

第19条 見積及び契約に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本時間とします。

(見積に要する費用)

第20条 見積に要する費用は、すべて見積者が負担することとします。

(その他の方式)

第21条 本要領書に定めのない随意契約方式、指名競争方式、総合評価方式、総合価格評価方式、プロポーザル方式等に係る見積実施要領については、案件毎に配布する依頼書等、その他書類によります。

(異議の申立)

第22条 見積者は、見積後において、本書に掲げた事項及び仕様書等の不知または不明を理由として、異議の申し立てをすることはできません。

以 上

交付書類一覧

- ・ 応募の手引き

- ・ 「お知らせ」(2016年2月2日付広告)

- ・ 応募書類一式
 - ① 参加意思確認書(様式1)
 - ② 応募者調査表(様式3-1～3-3)
 - ③ 経営規模等総括表(様式4)
 - ④ 業務実績(様式5)及び当該業務の契約書写し
 - ⑤ 最新2期分の決算報告書
 - ⑥ 秘密情報に関する誓約書(NDA)
 - ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)

※応募書類の提出ができないものがある場合は、提出することができない理由書を提出してください。また、当社は、提出された応募書類を本件の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

(注) 交付資料がそろっていることを確認して下さい。

応募の手引き

新関西国際空港株式会社

件名：大阪国際空港 W誘導路中心線灯等改良実施設計

1. 応募資格等

応募資格及びその他の条件については、「お知らせ」（2016年2月2日付広告）のとおりです。

2. 応募書類の提出期限

2016年（平成28年）2月16日（火）午後4時まで

3. 応募の方法

交付した応募書類を作成のうえ、必要書類を添えて下記窓口へ提出することにより応募して下さい。
なお、応募書類を郵送される場合は、下記窓口宛に送付して下さい。

（受付窓口） 新関西国際空港株式会社 調達部調達グループ
〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
（TEL：072-455-2127）

4. 応募書類の記載要領等

- (1) 応募手続に用いる言語は**日本語**、通貨は**日本国通貨**です。なお、金額を表示する箇所について、当該金額が外国通貨建の場合は、日本国通貨への換算の要否について、上記窓口へ御相談下さい。
- (2) 応募書類の作成に当たっては、記載例を参考に、誤りのないよう記入して下さい。
- (3) 応募書類は、背表紙に応募者の名称を明記した **A4の紙ファイル（市販・青色）**に綴じ込み、**正1部**提出して下さい。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

（応募書類） ※⑤⑦を除いて、全て所定の応募書類

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 応募者調査表（様式3-1～3-3）
- ③ 経営規模等総括表（様式4）
- ④ 業務実績（様式5）及び当該業務の契約書写し
- ⑤ 最新2期分の決算報告書
- ⑥ 秘密情報に関する誓約書（NDA）
- ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更生手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

※応募書類の提出ができないものがある場合は、提出することができない理由書を提出してください。また、当社は、提出された応募書類を本件の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

5. 応募書類の取扱い

提出されました応募書類（添付書類を含む）は、返却しませんので、ご承知おき願います。

大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計

に係る競争参加応募用紙

新関西国際空港株式会社

参加意思確認書

年 月 日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一 殿

住 所

会 社

代表者氏名

年 月 日付で、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示に係る公募に応募する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 件名 大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計
2. 添付書類(実施にあたり必要な要件を満足することを確認する書類)

様式 3-1 応募者調査表(1)

会 社 の 概 要

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

社 長 名 担当部門・担当者名 連 絡 電 話 番 号	創 業 年 月 資 本 金 従 業 員	本 社 ・ 支 店 ・ 営 業 所 等 所 在 地							
社長名	創 業 年 月 日	本 社							
担当部門・担当者名	資本金 百万円								
連絡電話番号・メールアドレス	従業員 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">役 員</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">社 員</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>臨時社員</u></td> <td style="text-align: right;"><u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table>		役 員	名	社 員	名	<u>臨時社員</u>	<u>名</u>	計
役 員	名								
社 員	名								
<u>臨時社員</u>	<u>名</u>								
計	名								

(記載要領)

1. 支店・営業所等は、原則として、大阪府内に所在するものを記入して下さい。
2. 従業員の臨時社員は、1ヶ月未満の臨時社員を除いて下さい。

様式 3-2 応募者調査表(2)

株 式 の 状 況

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

順位	主要株主名	株主国籍	持株数 (b)	持株比率 (b)／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合 計					

発行済株式数 (a)	
------------	--

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入して下さい。

主な関連会社一覧表

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	役員数 (人)	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				()		
2				()		
3				()		
4				()		
5				()		
6				()		
7				()		
8				()		
9				()		
10				()		

(記載要領)

1. 原則として、出資比率25%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。
2. () は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

経営規模等総括表

商号又は名称								
本社所在地								
売上高	内 訳	直前第2年度分決算より 年 月から 年 月まで		直前第1年度分決算より 年 月より 年 月まで		年間平均売上高		
		合 計						
経営状況	自己資本額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計	
		払込資本金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		その他						
		合 計						
	常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員		役員数		総役員数	
		人	人		人		人	
	流動比率	$\frac{\text{流動資産()百万円}}{\text{流動負債()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	総資本経常利益率	$\frac{\text{経常利益()百万円}}{\text{総資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	固定比率	$\frac{\text{固定資産額()百万円}}{\text{自己資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間			現組織への変更	営業年数	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	年		
記事								

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

様式5

業務受注実績

会社名 _____

フリガナ 会社名		
契約件名		
履行場所		
請負区分		
契約金額		
契約年月		
履行期限		
発注機関名		
概要		
特記事項		

備考

記入要領

- (1) 実績とは「お知らせ3. (2)」に記載している実績とします。
- (2) 記載内容の確認できる契約書や図面等の写しを添付して下さい。但し、添付する図面等については文字等が判別可能なサイズ(A4版折り)とします
- (3) 記入欄に記入しきれない場合は、適宜用紙を追加して記入して下さい。

様式5(記入例)

業務受注実績

会社名 _____

フリガナ 会社名		
契約件名	〇〇測量業務	
履行場所	〇〇県〇〇市	
請負区分	元請け	
契約金額	〇〇円	
契約年月	平成〇〇年〇〇月	
履行期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発注機関名	〇〇株式会社	
概要	〇〇空港における基本施設の測量業務	
特記事項		

備考

記入要領

- (1) 実績とは「お知らせ3. (2)」に記載している実績とします。
- (2) 記載内容の確認できる契約書や図面等の写しを添付して下さい。但し、添付する図面等については文字等が判別可能なサイズ(A4版折り)とします
- (3) 記入欄に記入しきれない場合は、適宜用紙を追加して記入して下さい。

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「大阪国際空港W誘導路中心線灯等改良実施設計」（以下「本目的」という。）に関して、
弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する *****（*案件名を記入する）（以下「本目的」という。）に関して、
弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、
貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されてい
るもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたし
ません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）
並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を
返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠
償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の
漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって
貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄
裁判所とします。

平成**年**月**日

住 所 : 【応募者の所在地】*****
 【応募者の名称】*****
氏 名 : 【代表者氏名】 代表取締役社長 ***** 印

業務委託契約書

1. 委託業務の名称 大阪国際空港 W 誘導路中心線灯等改良実施設計
2. 委託業務の場所 大阪国際空港内
3. 履行期間 自 平成 年 月 日 至 平成 28 年 10 月 31 日
4. 委託金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記の委託業務について、委託者新関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

住所 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
発注者 新関西国際空港株式会社
氏名 代表取締役社長 安藤 圭一

住所
受注者
氏名

(受託者の注意義務)

第1条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 受注者は、この契約の履行に当たって暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の下請負人が反社会的勢力等から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請負人に指導しなければならない。

(業務委託)

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき頭書の委託金額で委託業務を完了するものとする。

2 受注者は、仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(著作権の帰属)

第4条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第8条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第5条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
 - 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第6条 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第7条 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第8条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(産業財産権)

第9条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。

3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(再委託)

第10条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、委託業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更するときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするとき

二 軽微な変更に該当するとき

4 受注者は、前項の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項第1号の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

5 受注者は前2項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

6 受注者は、再委託を行う場合には、当該第三者に対して、関係法令を遵守しなければならない。

7 受注者は、再委託を行う場合において、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第15条の2第1項各号に該当する者を再委託の相手方としてはならない。

8 受注者が第15条の2第1項各号に該当する者を再委託の相手方としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(係員等)

第11条 発注者は、受注者が実施する委託業務について担当する職員（以下「係員」という。）を定めて書面をもって受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、係員と協議のうえ行うものとする。

(主任技術者)

第12条 受注者は、主任技術者を定め書面をもって発注者に通知するものとする。

(委託業務の報告等)

第13条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の実施状況について報告を受け又は説明を求める等の措置をとることができるものとする。

(業務内容の変更)

第14条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- 一 受注者が解約を申し出たとき。
- 二 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みのないことが明らかとなるとき。
- 三 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。
- 四 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
- 五 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。
- 六 解散したとき。
- 七 第10条第8項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- 八 前各号のほか、受注者が契約に違反し、又は契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者に支払うものとする。ただし、前項第1号の場合において、受注者の責めに帰さない事由によるときは、この限りではない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が反社会的勢力等の関係者（以下「反社会的勢力等関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 反社会的勢力等関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - 五 役員等が反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 第10条第3項の規定により再委託を行おうとする場合、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行なう者であると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（履行期間の延長）

第16条 受注者は、やむを得ない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を明記した書面により委託期間の延長を求めることができるものとし、その延長の期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害のため必要を生じた経費の負担）

第17条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が当事者双方の責めに帰さない事由による場合、又は発注者の責めに帰す事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務が完了しない場合においては、発注者は、委託期間満了の日の翌日から起算して委託業務完了の日まで委託金額に対して年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の損害金を受注者から徴収する。発注者がその責めに帰すべき事由により第20条の規定による委託金額を支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約の締結後、委託金額の変更があつた場合は、変更後の委託金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者又は受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第8

9条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を委託金額の支払額から控除する措置をとることができる。
- 4 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第21条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、委託金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
 - 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
 - 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
 - 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
- 5 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
- 6 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(検査)

第20条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）により検査を行わなければならない。

(委託金額の支払)

第21条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、書面をもって発注者にその支払を請求することができる。

- 2 発注者は、第1項の請求を受領したときは、その請求書を受領した日の属する月の

翌月の末日までに委託金額を支払わなければならない。

(委託金額の変更方法等)

第21条の2 委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、前2項の規定を準用する。

4 委託金額を変更する場合は、契約締結時の見積内訳書の単価を基準とする。なお諸経費相当部分については、契約締結時の見積内訳書における諸経費と直接人件費の比率を適用し、変更するものとする。

5 類似の項目について新単価を定める必要がある場合は、契約締結時の見積内訳書の類似項目の単価水準を基準とする。

6 契約に含まない新たな項目が追加となる場合、その単価については実勢価格を基準として算出し、発注者と受注者が合意した後、受注者は着手するものとする。

(印紙税)

第22条 印紙税法により課せられる本契約書作成に係る印紙税は、全て受注者が負担するものとする。

(秘密情報の取扱)

第23条 受注者は、委託業務を行うにあたり知り得た発注者の秘密情報及び発注者から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。

2 受注者は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

3 受注者は、委託業務の実施にあたり必要最小限度の役員又は使用人に限り秘密情報を取り扱わせることができる。この場合、受注者は、秘密情報を取り扱う役員又は使用人に対し、必要な教育を実施し、同様の守秘義務を負わせなければならない。

4 受注者は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、複写又は複製をすることができる。

5 受注者は、秘密情報について、委託業務の実施の目的以外に利用してはならない。

6 受注者は、本契約期間満了時、又は期間満了前であっても、以後秘密情報を保持する必要のなくなったことを発注者と受注者で確認した場合は、ただちに、発注者より

提供された文書又は磁気ディスク等すべての秘密情報媒体物並びに第4項のただし書の定めるところにより作成した複写物、複製物等を発注者に返還又は復元できない方法により廃棄しなければならない。

- 7 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務の再委託を行う場合には、再委託先及びその役員及び使用人に対し、本契約に定める秘密情報の取扱に係る受注者の義務と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- 8 発注者は、受注者の同意を得た上で、委託業務に係る受注者の作業場所に立入り、秘密情報の管理状況を検査することができる。また、秘密情報の管理につき発注者から報告を求められたときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。
- 9 受注者は、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、ただちに発注者に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を受注者の責任と費用負担において講じるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、発注者の指示に基づき受注者の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこれらの限りではない。

(協議事項)

第24条 この契約について定めのない事項、又はこの契約に定めている事項について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。